

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

目次

○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）	1
○	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）（抄）	4
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	6
○	地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（抄）	11
○	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）	12
○	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	12
○	生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）	13
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）	14
○	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）	14
○	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）	18
○	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）（抄）	18
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（抄）	19
○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	19
○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）	20
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）	21
○	市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）	21
○	地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）（抄）	27
○	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）	27
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）	28
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）	28
○	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）	29
○	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）	30
○	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）（抄）	31
○	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）（抄）	32

- 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（抄） | 33
- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄） | 33
- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）（抄） | 34

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②・③ （略）

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ （略）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（指定納付受託者に対する納付の委託）

第二百三十一条の二の二 普通地方公共団体の歳入（第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。

一・二 （略）

第二百三十二条の五 （略）

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第二項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二第二項の規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第二項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者(歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。)は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

(公金の収納の委託)

- 第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。
- 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
 - 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの
- 2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

- 第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。
- 3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

- 第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職務その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2・3 (略)

○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）（抄）

(定義)

- 第二条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。
- 2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前金払をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。
- 3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。
- 4 この法律において「保証事業会社」とは、第五条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。
- 5 (略)

(登録)

第三条 前払金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(登録の実施及び登録の通知)

第五条 前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六条の規定により登録を拒否する場合を除く外、国土交通大臣は、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（指定納付受託者等の要件）

第五十七條の二 地方自治法第二百三十一條の二の三第一項及び第二百三十一條の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百三十一條の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（歳入の徴収又は収納の委託）

第五十八條 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

第五十八條の二 次に掲げる普通地方公共団体の歳入（第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入にあつては、当該普通地方公共団体の規則で定め

るものに限る。以下この条において「地方税等」という。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

一 地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二 分担金

三 負担金

四 不動産売却代金

五 過料

六 損害賠償金（第八号に掲げる遅延損害金を除く。）

七 不当利得による返還金

八 第二号、第三号及び第五号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により地方税等の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書、納入通知書その他の地方税等の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税等の収納をすることができない。

3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税等の収納の状況を検査しなければならない。

4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税等の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。

（誤払金等の戻入）

第百五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

（過年度収入）

第百六十条 出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

（資金前渡）

第六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- 一 外国において支払をする経費
- 二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- 三 船舶に属する経費
- 四 給与その他の給付
- 五 地方債の元利償還金
- 六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- 七 報償金その他これに類する経費
- 八 社会保険料
- 九 官公署に対して支払う経費
- 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費
- 十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- 十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- 十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- 十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- 十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているものうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- 十六・十七 (略)
- 2 歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。

3 (略)

(支出事務の委託)

第六十五条の三 第六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならぬ。

3 第五十八条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第百六十五条の四 地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定による小切手の振出しは、各会計ごとに、受取人の氏名、支払金額、会計年度、番号その他必要な事項を記載してこれをしなければならない。ただし、受取人の氏名の記載は、普通地方公共団体の長が特に定める場合を除くほか、これを省略することができる。

2・5 (略)

(小切手の償還)

第百六十五条の五 会計管理者は、小切手の所持人から償還の請求を受けたときは、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その償還をしなければならない。

(支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付)

第百六十五条の六 毎会計年度の小切手振出済金額のうち、翌年度の五月三十一日までに支払を終わらない金額に相当する資金は、決算上の剰余金とせず、これを繰り越し整理しなければならない。

2・3 (略)

(誤納金又は過納金の戻出)

第百六十五条の七 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すときは、支出の手續の例により、これを当該収入した歳入から戻出しなければならない。

(過年度支出)

第百六十五条の八 出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならない。前条の規定による戻出金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第百六十七条の八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に係らない職員を立ち会わせることができる。

3・4 (略)

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三條 地方自治法第二百四十三條の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地方警務官(警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。)以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三條の二第一項若しくは第四項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ〜ニ (略)

二 (略)

2 地方自治法第二百四十三條の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 地方自治法第二百四十三條の二第一項の条例(第二号において「一部免責条例」という。)を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知つたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一・二 (略)

三 地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第七十三條の二 地方自治法第二百四十三條の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 (略)

(普通地方公共団体の規則への委任)

第七十三条の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

附 則

第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割(当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないとき認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合から一割以内の割合を減じて得た割合)を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。)において施行する公共工事(当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の三割」とあるのは、「当該経費の三割五分」とする。

○ 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)(抄)

第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(第三項において「材料費等」という。)に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。)において施行する公共工事(当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、「四割五分」とする。

3 (略)

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

第四十四条 法第五十六条第二項に規定する都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）の長は、同項に規定する費用（以下この条において「療育の給付等の費用」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならない。

② 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した療育の給付等の費用を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

③ 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る療育の給付等の費用の収納の事務について検査することができる。

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

②（略）

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百五十二条、第三百八十二条の二、第三百八十二条の三、第三百八十二条の四第二項、第三百八十二条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百九十九条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十九条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九条第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三十二条の二第一項、第二百四十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百四十三条の二第一項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一

- 項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の第二項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七十条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。
- 2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3・4 （略）

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）

（返還額等の収納の委託）

第十一条 都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額（同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は徴収額（同条第一項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査することができる。
- 4 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。

（大都市等の特例）

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十条の二第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の二十九第一項から第五項までに定めるところ

るによる。

2 (略)

(町村の一部事務組合等)

第十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(事務の区分)

第十四条 第一条第二項及び第三項の規定並びに第八条第二項及び第三項（これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）【地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後】（抄）

(公金の徴収等の委託)

第三十三条の二 地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二の四第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの（指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。）」と、同法第二百四十三条の二の六第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第三項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。

○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）

(法の適用の廃止)

第六条 (略)

2と4 (略)

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。

(資金前渡)

第二十一条の五 次に掲げる経費については、地方公営企業に従事する職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一 外国において支払をする経費

二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

三 船舶に属する経費

四 給与その他の給付

五 企業債の元利償還金

六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金

七 報償金その他これに類する経費

八 社会保険料

九 官公署に対して支払う経費

十 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費

十一 非常災害のため即時支払を必要とする経費

十二 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

十三 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

十四 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契

約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているものうち管理規程で定めるものに基づき支払をする経費

十五 (略)

2 収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要がある場合は、前項の例により、その資金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)を前渡することができる。

3 (略)

(支出事務の委託)

第二十一条の十一 第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その支出の結果を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、その命じた職員に第一項の規定により地方公営企業の支出の事務の委託を受けた者の当該支出に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（支出の方法）

第二十一条の十二 出納取扱金融機関が定められている場合における地方公営企業の支出は、管理者が自ら現金で支払をするほか、当該出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し、若しくは地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない地方公共団体の地方公営企業においては当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせ、又は公金振替書を当該出納取扱金融機関に交付してするものとする。ただし、管理者は、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、当該出納取扱金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 3 6 （略）

（小切手の償還）

第二十一条の十三 管理者は、小切手の所持人から償還の請求を受けた場合は、これを調査し、償還すべきものと認める場合は、その償還をしなければならない。

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 3 九 （略）

2 3 4 （略）

（入札保証金等）

第二十一条の十五 地方公営企業の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額は、管理規程で定める。

（出納取扱金融機関等における出納事務の取扱い）

第二十二条の四 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条の四第二項において同じ。）を含む。）に基づかなければ、地方公営企業の収入を収納することができない。

(公金の徴収又は収納の委託)

- 第二十六条の四 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 2 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し、又は収納した公金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第二十一条の十一第三項の規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合について準用する。

(地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け)

第二十六条の五 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第二百三十八条の四第二項から第五項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の二各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第二百三十八条の五第四項及び第五項の規定を準用する。

別表第一(第二十一条の十四関係)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	一、五〇〇千円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	一、三〇〇千円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	一、六〇〇千円
	市町村	八〇〇千円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八〇〇千円
	市町村	四〇〇千円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五〇〇千円
	市町村	三〇〇千円
五 物件の貸付け	都道府県及び指定都市	三〇〇千円
	市町村	一、〇〇〇千円
六 前各項に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	五〇〇千円
	市町村	一、〇〇〇千円

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）

目次

- 第一章～第三章（略）
 - 第四章 保険料（第二十九条の七―第二十九条の二十三）
 - 第五章・第六章（略）
- 附則

（保険料の徴収の委託）

第二十九条の二十三 市町村は、法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（放置違反金収納事務の委託）

第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融

機関に払い込まなければならない。

3 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一五（略）

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2 一四（略）

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（報酬）

第五条（略）

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬、費用弁償又は給与のうち同条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員 地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与

二 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員 同法第四十八条第一項に規定する報酬

三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一条第一項に規定する給与

四 第二条第一項第三号に掲げる者 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七条に規定する給与

五 第二条第一項第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与

六 第二条第一項第六号及び第七号に掲げる者 地方自治法第二百三条の二第一項に規定する報酬及び同条第三項の規定による費用弁償

(期末手当等)

第五条の二 (略)

2 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当(以下「期末手当等に含まれる手当」という。)に準ずるものとして政令で定めるものは、報酬等(前条第二項第一号から第五号までに掲げる職員にあつては当該各号に定める報酬又は給与をいい、同項第六号に掲げる職員にあつては同法第二百三条の二第四項に規定する期末手当をいう。)のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

○ 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号) (抄)

目次

第一章 第五章の二 (略)

第六章 保険料(第三十八条―第四十五条の七)

第七章 第九章 (略)

附則

(保険料の収納の委託)

第四十五条の七 市町村は、法第四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

(大都市等の特例)

第五十一条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2 (略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)【地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)による改正後】
(抄)

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二十條まで、第二百十二條から第二百十四條まで、第二百十五條(第五號を除く。)、第二百十六條、第二百二十條、第二百二十一條第二項及び第三項、第二百二十五條から第二百二十七條まで、第二百二十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第五項まで、第二百三十一條の二の七まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の六まで、第二百三十九條から第二百四十二條の二まで、第二百四十二條の三(第三項を除く。)、第二百四十三條から第二百四十三條の二の七まで、第二百四十三條の二の八第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二の七第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号) (抄)

(地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え)

第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百四十二条の三第五項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第二百四十三条の二第一項	普通地方公共団体は	合併特例区の長は
	普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の普通地方公共団体の長等	合併特例区の長又は合併特例区の長等
第二百四十三条の二第二項	普通地方公共団体に	合併特例区に
	議会議会	長
第二百四十三条の二第二項	関する議決をしようとする	ついて、市町村の合併の特例に関する法律第五十四条第一項の規定により合併特例区協議会の同意を得た上で、同条第二項及び第三項の規定により合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする
	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十三条の二第三項	聴かなければ	聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ
	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十三条の二第二項	会計管理者若しくは会計管理者の事務	合併特例区の長の会計事務
	規則	合併特例区規則
第二百四十三条の二第二項及び第四項	監査委員	合併市町村の監査委員

<p>第二百四十三条の二の 二第八項</p>	<p>監査委員が 議会の 得て</p>	<p>合併市町村の監査委員が 合併特別区協議会の 得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする合併市町 村の長の承認を受けて</p>
<p>第二百四十三条の二の 二第九項</p>	<p>あらかじめ監査委員 その意見を付けて議会に付議しなければ</p>	<p>合併特別区の長は、あらかじめ合併市町村の監査委員 当該意見を合併特別区協議会及び合併市町村の長に報告 しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該 賠償責任の全部又は一部の免除について、合併市町村の 議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見 を合併市町村の議会に報告しなければ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四十二條第一項及び第二項、第四十三條、第四十五條から第四十八條まで、第五十條、第五十二條(第一項第一号に係る部分を除く。)、第五十四條から第五十八條まで、第五十八條の二(第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。)、第五十九條、第六十條、第六十一條から第六十五條の八まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條から第六十九條の七まで、第七十條の二、第七十條の四、第七十條の五第一項及び第二項前段、第七十一條から第七十一條の六まで、第七十一條の七第一項及び第二項並びに第七十二條から第七十三條の三までの規定は、合併特別区の財務について準用する。この場合において、これらの規定(同令第六十九條の二第一号、第七十三條及び第七十三條の三の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特別区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第五十八條第一項</p>	<p>住民</p>
<p>第五十八條第三項</p>	<p>規則</p>
<p>(略)</p>	<p>合併特別区の区域内に住所を有する者</p>
<p>合併特別区規則</p>	<p>合併特別区規則</p>

		会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関
	第百五十八条第四項	会計管理者	合併特例区の長
	第百五十八条の二第一項	規則	合併特例区規則
	第百五十八条の二第二項及び第四項	会計管理者	合併特例区の長
	第百五十八条の二第五項	監査委員	合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の監査委員
		会計管理者	合併特例区の長
(略)		(略)	(略)
	第百六十五条の三第二項	規則	合併特例区規則
	第百六十五条の四第二項	会計管理者	合併特例区の長
	第百六十五条の四第三項	会計管理者	合併特例区の長
	第百六十五条の四第三項	職員	出納取扱金融機関
	第百六十五条の四第五項	指定金融機関	合併特例区の長及び合併特例区協議会の構成員
	第百六十五条の五	市町村	出納取扱金融機関
	第百六十五条の六第三項	会計管理者	合併特例区規則
	第百六十五条の六第三項	指定金融機関又は指定代理金融機関	合併特例区の長
(略)		(略)	(略)
	第百六十七条の十七	条例で定めるものとする	合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない
(略)		(略)	(略)

<p>第七十一条の五及び 第七十一条の六第一 項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第七十三条第一項</p>	<p>次の</p>	<p>合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されてい</p>
<p>第七十三条第一項第一号</p>	<p>同項</p> <p>普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等）</p> <p>当該各号に定める</p> <p>地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されてい</p>	<p>合併特例区の長等（合併特例区の長等）</p> <p>それぞれ次に定める数を乗じて得た</p> <p>合併特例区の長 二</p>

	<p>る場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>合併特例区の職員 一</p>
<p>第七十三条第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>合併特例区の長等の基準給与年額</p>
<p>第七十三条第二項</p>	<p>次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例</p>	<p>合併特例区の長等の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則</p>
<p>第七十三条第三項</p>	<p>「一部免責条例</p> <p>普通地方公共団体の長は</p> <p>普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等</p> <p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p> <p>普通地方公共団体の議会</p>	<p>「一部免責合併特例区規則</p> <p>合併特例区の長は</p> <p>合併特例区における合併特例区の長等</p> <p>合併特例区の長等の損害賠償責任を</p> <p>合併特例区の合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長</p>
<p>第七十三条第三項第</p>	<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任</p>	<p>合併特例区の長等の損害賠償責任</p>

一号	普通地方公共団体の長等が	合併特例区の長等が
第七十三条第三項第一号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
第七十三条第三項第二号	一部免責条例	一部免責合併特例区規則
第七十三条第三項第三号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
第七十三条第四項	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任
第七十三条之三	普通地方公共団体の規則	合併特例区規則
(略)	(略)	(略)

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。

○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百一十一号）（抄）

（負担金及び延滞金の収納の委託）

第十三条 認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。）は、法第十七条の八第一項の負担金（以下この条において単に「負担金」という。）及び同条第四項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者（法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。）の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）

(保険料の徴収の委託)

第三十三条 市町村は、法第十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)【地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)による改正後】(抄)

第五十六条 (略)

②⑤ (略)

⑥ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分为例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一・二 (略)

⑦ (略)

○ 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)【地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)による改正後】(抄)

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一条 (略)

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費

、児童福祉法第五十六条第六項各号又は第七項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を徴収する場合又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の場合により処分することができる費用を徴収する場合において、第七條（第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の場合により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同法第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）又は同法第五十六条第六項若しくは第七項の規定により地方税の滞納処分の場合により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2 (略)

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

附 則

（保育料の徴収の委託）

第八條 法附則第六條第四項に規定する市町村の長は、同法第五項の規定により同法第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法附則第六條第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 市町村は、法附則第六條第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

(保育料の徴収に係る技術的読替え)

第九条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童福祉法第五十六条	保育所又は幼保連携型認定こども園の	保育所(第一号に掲げる乳児又は幼児については、都道府県又は市町村が設置するものに限る。以下この項において同じ。)又は幼保連携型認定こども園の
第七項	その他これ	、子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用その他これら
児童手当法第二十一条	その他これ	
第一項		
児童手当法第二十一条	児童福祉法第五十六条第七項各号又は第八項各号	子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項各号又は児童福祉法第五十六条第八項各号
第二項		
児童手当法第二十二條	場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	場合若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により費用を徴収する場合又は子ども・子育て支援法施行令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項
第一項	を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者(同項に規定する保育費用に係る満三歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。)又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項
	(又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	(若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項

(内閣府令への委任)

第十条 法附則第六条第一項及び第三項から第七項まで並びに附則第六条並びに前二条に規定するもののほか、法附則第六条第一項の規定による委託費の支払に関し必要な経過措置は、内閣府令で定める。

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第四百四号)(抄)

(児童手当法の規定の適用についての技術的読替え)

第一条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)(第八条の規定による整備法第三十六条の規定による改正後の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「新児童手当法」という。)(第二十一条及び第二十二條の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新児童手当法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	児童福祉法	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第八条の規定により読み替えられた児童福祉法(次条第一項において「読替え後の児童福祉法」という。)
第二十二條第一項	同法第五十六條第七項	読替え後の児童福祉法第五十六條第七項
	同法第五十六條第二項	児童福祉法第五十六條第二項
	同法第五十六條第二項	児童福祉法第五十六條第二項
	同法第五十六條第二項	児童福祉法第五十六條第二項

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)(抄)

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

第十条 (略)

2～9 (略)

10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が必要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項(第九号に係る部分に限る。)(第三項及び第四項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項(第九号に係る部分に限る。))、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。

11・12 (略)

13 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項(第八号に係る部分に

限る。)及び第二項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第一項(第八号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

(随意契約)

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項(第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第一項(第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一(五) (略)

六 建築物の設計を目的とする契約をする場合であつて、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号又は地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第一項第二号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。

2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第六十七条の二第一項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)又は地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第一項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第四項及び地方公営企業法施行令第二十一条の第十四第四項の規定は、適用しない。

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)(抄)

(納付等)

第十条 特別法人事業税の納税義務者は、特別法人事業税に係る徴収金を当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合には、政令で定めるところにより、その納付額を第八条又は前条の規定により併せて賦課され、又は申告された特別法人事業税及び法人の事業税の額に按分した額に相当する特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

3 都道府県は、特別法人事業税に係る徴収金の納付があつた場合には、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込むものとする。

(収納の特例)

第二十条 第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務に

については、特別法人事業税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。）の歳入とみなして、普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する政令で定める法令の規定を適用する。

2 (略)

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）（抄）

（収納の特例）

第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定とする。

2 法第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を地方自治法施行令第五百五十八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）

（納付又は納入等）

第八条 森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

2・3 (略)

（収納の特例）

第二十条 第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。）の歳入とみなして、普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する政令で定める法令の規定を適用する。

2 (略)

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）（抄）

（収納の特例）

第十条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定とする。

2 法第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を地方自治法施行令第百五十八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

（事務の区分）

第十一条 第二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。